

令和7年7月16日

(宛先) 千代田町議会議長

森 雅哉 殿

(審査請求代表者)

住所 千代田町

氏名 畑中 弘司



審 査 請 求 書

千代田町議会議員政治倫理要綱第4条の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

1. 審査対象議員の氏名 大谷 純一 議員

2. 違反していると疑う政治倫理基準

千代田町議会議員政治倫理要綱 第3条第1号

3. 違反していると疑うに足る事実の概要

- ・大谷議員が令和7年6月下旬に「一般会計予算に反対しました」と題するチラシを個人で作成し、令和7年度千代田町一般会計予算案における公園整備事業及び東部住宅団地拠点整備事業及び議会広報編集委員会に関して事実と異なる文章を記載した上で、令和7年7月1日頃から数日間にわたり舞木地区において数百部を配布した。
- ・当該チラシが配布された事実を確認し、議長に報告を行ったところ、令和7年7月4日に大泉町で行われた行事の後、10名の議員とチラシ配布の件で、大谷議員からの報告の場が設けられた。その中で大谷議員は、既にチラシを読んでいた数名の議員から、チラシの内容について注意と抗議を受けたが、その時点ではまだチラシの内容を確認していない議員もいたため、令和7年7月5日に改めてチラシを大谷議員に持参させ、再度協議を行うこととした。
- ・令和7年7月5日、町民プラザにて全議員での協議の場を設け、チラシの内容を確認したところ、大半の議員から、チラシに記載されている内容が事実と異なることや、議会

広報編集委員会及び町議会に対する侮辱であることを指摘され、チラシを修正して改めて配布することなどの対応が要求されたが、大谷議員から明確な説明と今後の対処方法が述べられなかったことから、他の議員から再度協議を行うことが要求された。

- ・令和7年7月7日に、修正されていないチラシが再度配布されている事実を確認したため、令和7年7月15日に開催された議会改革推進特別委員会において、大谷議員に対してチラシの再配布の事実を追求した結果、当初は配布を行っていないと答弁していたが、その後に発言を翻して、舞木地区の利根川用水沿いの住宅に追加でチラシの配布を行ったと認めた。
- ・大谷議員が発行したチラシに対し、各議員からの質問と内容の訂正の要求がされていたにも関わらず、明確な回答と内容訂正等の対応を行なわないまま、当初と同じチラシを配布し続けていた。
- ・町執行部の事業の進め方について議会全員協議会等において数回説明されていたにも関わらず、必要な情報の記載を省き、町執行部があたかも強引に事業を進めているように印象付ける文章を掲載し、町民に行政に対する疑念をもたせた。
- ・議会広報編集委員会を侮辱した文章をチラシに掲載し、同じく町議会の批判を伺える文章を掲載した結果、チラシを読んだ町民に町議会への不信感を持たせた。

4. 上記事実が政治倫理基準違反であると疑う理由

大谷議員は町民の代表として正確な情報を伝えるべき立場にも関わらず、個人で発行したチラシに事実と異なる文章を掲載し配布したことにより、町民に町執行部や町議会に対する疑念を抱かせたこと。また、当該チラシに議会広報紙及び議会への批判を掲載し、議会の品位と名誉を著しく損なわせたため。

5. 添付資料

- (1) 証拠説明書
- (2) 署名簿
- (3) 審査対象議員が政治倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料

令和7年7月16日

(宛て先) 千代田町議会議長
森 雅哉 殿

(審査請求代表者)
住所 千代田町 [REDACTED]
氏名 畑中 弘司 

証 拠 説 明 書

千代田町議会議員政治倫理要綱第3条第1号に規定する審査対象議員が政治倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料について、次のとおり説明します。

番号	文書の標目	文章の 作成日	文書の概要	文書によって証したいこと
1	東京都の1億円と千代田町の1億円では重さが違います。	不明 6月号 掲載	自治体により金銭の価値が違う。	金額に限らずどの自治体でも金額の価値は同じである。
2	町民に取材すれば『いいですね』というのは当たり前です。	不明 6月号 掲載	議会広報の取材は公平性を欠いている。	議会広報の取材は、町民の意見を大切にしており、意見の強要は行っていない。
3	議員の中には『町長の提案したことだから賛成します』。『町の事業を全力で応援します』、と一般質問でもそう言う議員がいます。	不明 6月号 掲載	町長の提案にすべて賛成していると一般質問で発言している議員がいる。	記載された内容が、どの議員のどの一般質問なのかを示して頂きたい。
4	町にとって不都合な事は議会紙にも載せられない。	不明 6月号 掲載	議会紙は、町にとって不都合な事を載せない様に操作されている。	千代田町議会の広報紙の発行責任者である議長及び委員会を侮辱している。

署 名 簿

[illegible]

一般会計予算に反対しました

令和7年6月号

千代田町議会議員 大谷 純一

内容…令和7年3月定例会において一般会計予算に反対しました

総論は賛成ですが、一般会計予算の中身の2点に対して納得がいかないため。その1点はマナベインテリアハーツ様の横の公園整備事業ともう1点は東部住宅団地拠点整備事業です。

上記2点とも西邑楽土地開発公社（現千代田町土地開発公社）の運営する益金（この公社が土地を買収して造成し企業に販売して儲かったお金）約8億円のうち3億円を町へ寄付したお金を使い、1億円を公園整備事業に1.5億円（予算時は1.2億円に減額）を東部住宅団地拠点整備事業に使うという内容です。

理由…令和7年2月17日の全員協議会にて上記の説明が担当課からあり、3月14日の採決となりました。本来、千代田町は予算50億から55億程度の町ですが、ふるさと納税が堅調なため88億もの予算と膨れ上がっています。従来ならば、1億のお金の使い道に対して慎重だったはずが、潤っているせいか、儲かった余剰金という考えからなのか、ズサンであると判断しました。

何が問題なのか…億を超える公共事業を執行する場合は年次計画や短期計画などで、次は町の施設でこれこれを造りたいあるいは改築したいなどのアナウンスが相当前からあってしかるべきで、約1か月間でその賛否を下せというのは拙速すぎます。東京都の1億円と千代田町の1億円では重さが違います。

まず、公園整備事業とはスケートボード（通称スケボー）の初心者用の公園（コンクリートの施設）を造るという内容で、なぜ必要なのか理解に苦しみます。小中学校の児童・生徒、PTAや子供会等からこういう施設が欲しいと要望があったのか、あるいは千代田町でのスケートボードの競技人口はどれくらいあるのかたずねたところ、回答はありませんでした。つまり、執行部側は何の根拠もなく建設を進めているということになります。

次に、東部住宅団地拠点整備事業ですが、ふれあいタウンの案内所が老朽化しているから建て直すだけなら必要なものと判断できるので理解できますが、それとは別に飲食店仕様の店舗を2つを造り、案内所と併せて3店舗入る複合施設を造り、他の2店舗を30年で償還出来る程度の家賃で入居者を募集するというので反対しました。

本来、町は飲食店などをやりたい業者がいたら土地のみを販売し、法に則り自分が好きな形の店舗を造って下さいというのが原理原則だと思います。それが上物を町が造り、入居者から家賃を支払ってもらって営業するというスタンスに違和感を覚えます。高額な金額を投資して上物を造れば家賃が高くなります。高額な家賃を払う業者が入居したとしても恒常的に営業を続けられるのか疑問です。

編集後記

最初のスケートボードパークにしても議会広報紙の『大河』170号にもありましたが、町民に取材すれば『いいですね』というのは当たり前です。それが1億円かけても町にとって必要なのか、欲しいものなのかを慎重に判断するのが議会だと思います。町民のどれだけの人が欲しているのか、どこからも要望もなく、競技人口も把握していない。建設業者に仕事を与えるためだけの公共工事と感じてしまうのは私だけでしょうか。

町長の下請けではない議会

議員の中には『町長の提案した事だから賛成します』。『町の事業を全力で応援します』、と一般質問でもそう言う議員がいます。議員とは町長がやろうとしている事にYESなのかNOなのか、最終的に判断する議決機関です。YESだけど優先順位が違うのではないか、YESだけど金額が高いのではないか、そういう町にとって町民にとって必要の度合いに順番を付けるのも議員の仕事です。

『大河』170号の8ページのように、私が反対した趣旨もわかるようには載っていません。町にとって不都合な事は議会紙にも載せられない。こんなんで町が良くなるのでしょうか。

○千代田町議会議員政治倫理要綱

平成 2 1 年 1 2 月 1 7 日

議会告示第 1 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、千代田町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって町民に信頼される民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

（議員の責務）

第 2 条 議員は、町民全体の代表者として、地方自治の本旨に従って、その使命達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

（政治倫理基準）

第 3 条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を守らなければならない。

- （1） 町民全体の代表者として、その品位又は名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- （2） 納税等国民の義務の遂行については、議員として、自ら町民に範を示すこと。
- （3） 政治活動に関して、法人その他の団体から政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、後援団体についても同様に取り扱わせるよう措置すること。
- （4） 公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）の規定を遵守すること。
- （5） 町又は町が設立した公社並びに町が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人（以下「町等」という。）が行う工事の請負契約、業務の委託契約又は物品の購入契約（以下「請負契約等」という。）に関して、特定の業者のために推薦、紹介その他有利な取り計らいをしないこと。
- （6） 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 9 2 条の 2 の規定の趣旨を尊重し、町等が行う請負契約等について、いやしくも町民に対し疑惑の念を生じさせるような行為をしないこと。

(7) 町の職員（会計年度任用職員を含む。次号において同じ。）の公正な職務の執行を妨げ、その権限及び地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

(8) 町の職員の採用、昇任又は人事異動に関して、関与しないこと。

（審査の請求）

第4条 町民又は議員は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、町民にあっては法第74条第5項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署、議員にあっては議員定数の4分の1以上の者の連署をもって、議長に対して政治倫理基準に違反する行為の存否の審査（以下「審査」という。）を請求することができる。

（政治倫理審査会の設置等）

第5条 議長は、前条の規定による審査の請求（以下「審査請求」という。）があったときは、千代田町議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該審査を付託しなければならない。

2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、審査請求者及び審査の対象となっている議員（以下「対象議員」という。）を除く議員全員とし、議長が委嘱する。

3 委員の任期は、付託された審査の結果を議長に報告した日までとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 委員である議員は、自らが審査の対象となったときは、解嘱されるものとする。

（審査会の職務及び権限）

第6条 審査会は、付託された審査を行うため、当該審査の対象議員及び関係者に対し、資料請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。

2 審査会は、対象議員に弁明の機会を与えなければならない。

3 審査会は、対象議員又は関係者が第1項の規定による調査に協力せず、又は虚偽の内容を報告したときは、その旨を議長に報告しなければならない。この場合において、議長は、その旨を公表する等必要な措置を講ずるものとする。

4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(審査会の審査結果)

第7条 審査会は、議長が審査請求を受けた日から90日以内に、付託された審査を終え、議長に対してその審査結果を文書で報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定による報告を受けた日から7日以内に、当該報告に係る文書の写しを審査請求した者の代表者及び対象議員に送付するとともに、当該報告の概要を町民に公表しなければならない。

(審査結果の尊重)

第8条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる対象議員に対して、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

(議長職務の代行)

第9条 議長が審査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査の対象となったときは年長の議員が、この要綱に規定する議長の職務を行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。ただし、議長が特に必要と認めた事項については、議長が全員協議会等に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年議会告示第1号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

千代田町議会議員政治倫理要綱（逐条解説）

平成21年12月17日

議会告示第1号

（目的）

第1条 この要綱は、千代田町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって町民に信頼される民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

【第1条解説】

議員の政治倫理の基本となる事項を定めることを本要綱の目的として規定しています。

※「町民」とは、選挙権の有無にかかわらず、千代田町内に在住する者、在勤する者、在学する者等のことをいいます。

（議員の責務）

第2条 議員は、町民全体の代表者として、地方自治の本旨に従って、その使命達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

【第2条解説】

議員の責務について規定しています。

（政治倫理基準）

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を守らなければならない。

- (1) 町民全体の代表者として、その品位又は名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 納税等国民の義務の遂行については、議員として、自ら町民に範を示すこと。
- (3) 政治活動に関して、法人その他の団体から政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、後援団体についても同様に取り扱いをせよ措置すること。

- (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定を遵守すること。
- (5) 町又は町が設立した公社並びに町が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人（以下「町等」という。）が行う工事の請負契約、業務の委託契約又は物品の購入契約（以下「請負契約等」という。）に関して、特定の業者のために推薦、紹介その他有利な取り計らいをしないこと。
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町等が行う請負契約等について、いやしくも町民に対し疑惑の念を生じさせるような行為をしないこと。
- (7) 町の職員（会計年度任用職員を含む。次号において同じ。）の公正な職務の執行を妨げ、その権限及び地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (8) 町の職員の採用、昇任又は人事異動に関して、関与しないこと。

【第3条解説】

政治倫理基準として議員が遵守すべき事項を次のように規定しています。

- (1) 議員の品位又は名誉を損なう行為や不正の疑惑を持たれる恐れのある行為の禁止
- (2) 納税等国民の義務を果たし町民に模範を示すこと
- (3) 法人その他の団体からの政治的・道義的批判の恐れがある寄附受領の禁止
- (4) 公職選挙法の規定の遵守
- (5) 町等が行う工事請負契約、業務委託契約又は物品購入契約の締結に関して特定業者が有利になるような取り計らいの禁止
- (6) 町等が行う請負契約等について町民の疑念を招く行為の禁止
- (7) 町職員の公正な職務遂行の妨害及び権限の不正行使の働きかけの禁止
- (8) 町職員の人事への不当な影響力行使の禁止

※「職員」とは、正規職員のみならず、会計年度職員及び臨時職員も含む。

（審査の請求）

第4条 町民又は議員は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、町民にあつては法第74条第5項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署、議員にあつては議員定数の4分の1以上の者の連署をもって、議長に対して政治倫理基準に違反する行為の存否

の審査（以下「審査」という。）を請求することができる。

【第4条解説】

政治倫理基準に違反している場合、町民又は議員が審査を請求できる旨規定しています。

（政治倫理審査会の設置等）

第5条 議長は、前条の規定による審査の請求（以下「審査請求」という。）があったときは、千代田町議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該審査を付託しなければならない。

2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、審査請求者及び審査の対象となっている議員（以下「対象議員」という。）を除く議員全員とし、議長が委嘱する。

3 委員の任期は、付託された審査の結果を議長に報告した日までとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 委員である議員は、自らが審査の対象となったときは、解嘱されるものとする。

【第5条解説】

調査の請求を受けたとき、議長は議会内に議員で構成する政治倫理審査会を設置して審査する旨を規定しています。また、審査会の委員は審査請求者及び審査対象議員を除く議員全員とすることや、委員の任期、守秘義務などについて規定しています。

（審査会の職務及び権限）

第6条 審査会は、付託された審査を行うため、当該審査の対象議員及び関係者に対し、資料請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。

2 審査会は、対象議員に弁明の機会を与えなければならない。

3 審査会は、対象議員又は関係者が第1項の規定による調査に協力せず、又は虚偽の内容を報告したときは、その旨を議長に報告しなければならない。この場合において、議長は、その旨を公表する等必要な措置を講ずるものとする。

4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするとき

は、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

【第6条解説】

審査会は、審査請求に係る資料請求、事情聴取等の必要な調査ができることや、審査対象議員の弁明、審査会の会議が原則公開であることなどを規定しています。

（審査会の審査結果）

第7条 審査会は、議長が審査請求を受けた日から90日以内に、付託された審査を終え、議長に対してその審査結果を文書で報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定による報告を受けた日から7日以内に、当該報告に係る文書の写しを審査請求した者の代表者及び対象議員に送付するとともに、当該報告の概要を町民に公表しなければならない。

【第7条解説】

審査結果の報告、公表について規定しています。

（審査結果の尊重）

第8条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる対象議員に対して、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

【第8条解説】

審査結果に対する議長の対応について規定しています。

被請求議員の必要な措置として考えられるのは、公の場での謝罪あるいは辞職が考えられます。議会としては、最終的には辞職勧告決議が考えられます。

（議長職務の代行）

第9条 議長が審査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査の対象となったときは年長の議員が、この要綱に規定する議長の職務を行う。

【第9条解説】

議長及び副議長が審査請求の対象になった場合の議長の職務の代行について規定しています。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。ただし、議長が特に必要と認めた事項については、議長が全員協議会等に諮って定める。

【第 10 条解説】

この条例の手続きの詳細に関しては、別に規則等で定める旨などを規定しています。



令和 7 年 月 日

千代田町議会議長 森 雅哉 様

千代田町議会議員政治倫理審査会
委員長 柿 沼 英 己

審査結果報告書

令和 7 年 7 月 1 6 日付けで審査請求があった件について、千代田町議会議員政治倫理要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり審査結果を報告します。

記

1. 審査対象議員

大谷 純一 議員

2. 審査請求の疑義の内容

令和 7 年 6 月下旬に「一般会計予算に反対しました」と題するチラシを個人で作成し、令和 7 年度千代田町一般会計予算案における公園整備事業及び東部住宅団地拠点整備事業及び議会広報編集委員会に関して事実と異なる文章を記載した上で、令和 7 年 7 月 1 日頃から数日間にわたり舞木地区において数百部を配布した件。

3. 審査請求の疑義の根拠

千代田町議会議員政治倫理要綱第 3 条第 1 号

4. 審査の結果

別紙のとおり

審査の結果

(1) 事実の認定

畑中議員及び大谷議員から意見聴取等の結果、次の点について事実を確認した。

- ・ 大谷議員が令和7年6月下旬に「一般会計予算に反対しました」と題するチラシを個人で作成し、令和7年度千代田町一般会計予算案における公園整備事業及び東部住宅団地拠点整備事業及び議会広報編集委員会に関して事実と異なる文章を記載した上で、令和7年7月1日頃から数日間にわたり舞木地区において約500部を配布した。
- ・ 当該チラシが配布された事実を確認し、畑中議員が議長に報告を行ったところ、令和7年7月4日に大泉町で行われた行事の後、10名の議員とチラシ配布の件で、大谷議員からの報告の場が設けられた。その中で大谷議員は、既にチラシを読んでいた数名の議員から、チラシの内容について注意と抗議を受けたが、その時点ではまだチラシの内容を確認していない議員もいたため、令和7年7月5日に改めてチラシを大谷議員に持参させ、再度協議を行うこととした。
- ・ 令和7年7月5日、町民プラザにて全議員での協議の場を設け、チラシの内容を確認したところ、大半の議員から、チラシに記載されている内容が事実と異なることや、議会広報編集委員会及び町議会に対する侮辱であることを指摘され、チラシを修正して改めて配布することなどの対応が要求されたが、大谷議員から明確な説明と今後の対処方法が述べられなかったことから、他の議員から再度協議を行うことが要求された。
- ・ 令和7年7月7日に、修正されていないチラシが再度配布されている事実を確認したため、令和7年7月15日に開催された議会改革推進特別委員会において、大谷議員に対してチラシの再配布の事実関係を確認した結果、当初は配布を行っていないと答弁していたが、その後に発言を翻して、舞木地区の利根加用水沿いの住宅に追加で約20部のチラシの配布を行ったと認めた。
- ・ 大谷議員が発行したチラシに対し、各議員からの質問と内容の訂正の要求がされていたにも関わらず、明確な回答と内容訂正等の対応を行なわないまま、当初と同じチラシを配布し続けていた。
- ・ 町執行部の事業の進め方について議会全員協議会等において数回説明されていたにも関わらず、必要な情報の記載を省き、町執行部があたかも強引に事業を進めているように印象付ける文章を掲載し、町民に行政に対する疑念を持たせた

(2) 審査請求の適否について

審査に適するものと判断した。

(3) 政治倫理基準に違反する行為の存否について

大谷議員から意見や弁明を聴取した内容及び審査会の見解は以下のとおりである。

番号	文書の標目 (チラシに記載の文言)	大谷議員の弁明	審査会における委員の見解
1	東京都の1億円と千代田町の1億円では重さが違います。	「価値が違う」とは言っていない。予算に占める割合としての比喩的表現である。90億円のうちの1億か、9兆円のうちの1億では、価値は同じでも重さが違う。前段を読めば分かる。慎重に使えると言う意味での比喩表現である。「重さ」を重量10キロと取る人は普通いない。小学生にまで分かるようにというならそう書くべきだが、大人が読む文章なので読めば分かると思う。私の政策ピラなので、子供が読む前提で書いてはいない。	文節ではなく、一文をそのまま掲載した中で、「1億円の重さが違う」と事実と異なることを掲載している。予算規模に対する割合のことであるなら、誤解を与えない表現にすべき。予算規模の大小に関わらず、1億円の重さは同じであり、価値も同じである。チラシを誰が読むかはこちらで決められない。チラシに『千代田町議会議員 大谷純一』と記載するのであれば、議員として疑念を抱かせるような表現はすべきではない。
2	町民に取材すれば『いいですね』というのは当たり前です。	二元代表制であるから、行政に対して良いことも悪いことも言わなくてはならない。自分も元広報編集委員だが、「よかったですね」という内容しか載せていない。漠然と、結果的には議会と広報委員会を批判している形にはなっているが、法律的に委員会と議会を批判しては悪いという文言はなく、そのような法はない。言論の自由である。	町民の率直な意見を掲載しているのであり、広報編集委員は決して良い意見を言うように強要はしていない。それにも関わらず、そのように捉えられる文章で書かれている。
3	議員の中には『町長の提案したことだから賛成します』『町の事業を全力で応援します』と一般質問でもそう言う議員がいます。	特定の個人を指して文書を出してはいない。令和7年第2回定例会会議録10ページに畑中議員の答弁で『事業に対しても全力で協力してまいりたいと思っておりますので』とある。『町長の提案したことだから賛成します』に関しては主観で書いたが、資料はない。全員協議会で出た発言と思う。弁明の機会までに暇がなく調べ終わらなかったが、今まで議員をやって来た中で、そう言うニュアンスの発言をする議員もいた。発言の裏付けがなかったと言われればその通りである。	『町長の提案したことだから賛成します』との発言の根拠資料が示されず、存在しない議員の発言をチラシに掲載し、町民に誤った認識を抱かせる恐れがある。『町の事業を全力で応援します』は畑中議員の一般質問での発言との説明だが、前段の発言が切り取られており、本来の発言の意味とは異なっている。あたかも『議会は町長の下請けである』と言う持論を正当化するための、存在しない発言の引用、または曲解のある切り取りである。
4	町にとって不都合な事は議会紙にも載せられない。	議会定数削減の討論は6名の議員が行い、限られた紙面でも賛成反対の理由が載っていた。一般会計予算の討論は、内容が端折られており反対した理由が分からなくなっており、反対意見を簡素化して載せたことには疑義が残る。広報編集委員ではないため内情を聞ける状態ではなかった。聞けるのだから聞く必要がなかった。二元代表制だから、反対意見も議会広報紙には載せるべきで、端折って載せるのは、なるべく反対がなかったように見せるという意図が見え隠れする。議会広報紙を出す前に、自分の広報紙を出してはいけないという暗黙の取り決めがあった。執行部から説明がなかった件については聞いておらず、担当課長からは聞いていない。	町にとって不都合なことも掲載するときがある。第171号では執行部からの修正要望を断っている議会広報紙は、議会広報編集委員が取材編集し、議長の責任で発行している。第170号8ページの一般会計予算の討論の記事は、当時の予算審査特別委員長が紙面の都合上で端折ったかもしれないが、あくまでもベースは議会事務局が作成した。広報編集の内情を聞く必要がなかったとのことだが、議員ならなぜそのようなことになったのか、5月1日の広報発行からチラシの配布まで約2ヶ月何もなかったのか疑問である。

以上の聴取結果を踏まえ、上記（１）における大谷議員の行為は「町民全体の代表者として、その品位又は名誉を損なうような行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」に反しており、要綱第３条第１号の政治倫理基準に違反するものであると、委員の賛成多数により認定した。

５．付言

６．審査の経過

- ・ 第１回 日時 令和７年７月３１日（木）
 議事 (１) 正副委員長の互選について
 (２) 会議の公開・非公開について
 (３) 審査方法について
 (４) 審査請求の内容について

- ・ 第２回 日時 令和７年８月８日（金）
 議事 (１) 審査請求の内容について
 (２) 審査請求の適否について
 (３) 今後の会議の進め方について

- ・ 第３回 日時 令和７年９月１０日（水）
 議事 (１) 審査請求の内容について
 (２) 審査請求の適否について
 (３) 今後の会議の進め方について

- ・ 第４回 日時 令和７年９月１２日（金）
 議事 (１) 審査請求の内容について
 (２) 審査請求の適否について
 (３) 今後の会議の進め方について

- ・ 第５回 日時 令和７年９月１７日（水）
 議事 (１) 審査請求者からの説明聴取について
 (２) 審査対象者からの意見聴取について
 (３) 今後の会議の進め方について

- ・ 第６回 日時 令和７年９月２２日（月）

- 議事 (1) 各委員からの意見聴取について
(2) 審査結果報告書（案）について

7. 審査会の構成

委員長	柿沼 英己	議員
副委員長	金子 浩二	議員
委員	橋本 和之	議員
委員	酒巻 広明	議員
委員	大澤 成樹	議員
委員	原口 剛	議員
委員	橋本 博之	議員
委員	茂木 琴絵	議員